

# <企画課国立施設管理室>

## 国立更生援護施設等の運営について

国立更生援護施設は、身体障害者のリハビリテーションに関する施策の推進と身体障害者の自立更生を推進するため、医療から職能訓練までの総合的リハビリテーションを実施し、また、重度の知的障害児を保護指導し、障害者福祉に関する技術的調査研究や実践に取り組み、その成果を全国の関係施設等に普及させることを目的として設置・運営されている。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、管内の障害者（児）のリハビリテーションの需要等に応えるため、これら国立施設の訓練内容、処遇技術、情報提供、人材育成等の機能を有効に活用されるようお願いする。

なお、国立更生援護施設の概要については、**資料1** (P85) のとおりである。

### (1) 国立身体障害者リハビリテーションセンター

国立身体障害者リハビリテーションセンターは、我が国の身体障害者の中核的リハビリテーション施設として、

- ①総合的リハビリテーションの実施
- ②リハビリテーション技術の研究と開発
- ③リハビリテーション関係専門職員の養成・研修の実施
- ④リハビリテーションに関する情報の収集と提供
- ⑤リハビリテーションに関する国際協力

等を行っている。

特に、平成15年度においては、次の事業について重点的に取り組むこととしているので、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、当事業へのご理解とご協力量よろしくお願いしたい。

#### ア 高次脳機能障害支援モデル事業（3年計画の最終年次）

国立身体障害者リハビリテーションセンターを中心に、平成13年度から平成15年度までの3年計画により実施している高次脳機能障害支援モデル事業は、

現在、地方拠点病院等との連携により、症例の集積と分析を通じ、標準的な「評価基準」及び「支援プログラム」の作成を進め、平成14年度末にモデル事業の中間報告をとりまとめることとしている。

平成15年度の最終年次には、実践と検証により「支援プログラム」を確立し最終報告をとりまとめるとともに、高次能機能障害に対する理解と当モデル事業の成果を広く提供するため、行政、家族、医師、施設職員等を対象とする研修事業〔資料3〕(P91)を実施することとしているので、当研修事業への積極的な参加について管下市町村、関係機関等に対する助言方をお願いしたい。

## イ リハビリテーション専門職員の育成強化

国立身体障害者リハビリテーションセンター学院では、リハビリテーションに関する専門職員の養成及び育成に取り組んでおり、平成15年度には、養成課程において、手話通訳学科（2年課程）の入学定員の増（15人→30人）を図るとともに、研修課程では新たな研修事業として、①介助犬トレーナー育成研修、②身体障害者福祉法第15条指定医師研修、③更生相談所所長等研修を実施することとしているので、これら学院機能を有効に活用されるよう管下市町村、関係機関等への助言方をお願いしたい。

## (2) 国立視力障害センター（国立光明寮）

国立視力障害センター（国立函館視力障害センター、国立塩原視力障害センター、国立神戸視力障害センター、国立福岡視力障害センター）は、人生の途中で失明された視覚障害者の自立と社会参加を促進するため、①あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師を養成する理療教育、②基礎的な日常生活動作等を修得させる生活訓練を実施しているところである。

平成15年度には、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格取得のため、理療教育に重点的に取り組むこととしているので、視覚障害者のリハビリテーション施設として積極的に活用され、中途失明者等の視覚障害者の自立と社会参加への支援に努められたい。

### (3) 国立重度障害者センター（国立保養所）

国立重度障害者センター（国立伊東重度障害者センター、国立別府重度障害者センター）は、重度身体障害者の自立と社会参加を促進するため、医学的管理の下に各種リハビリテーションを実施しているところである。

また、重度身体障害者の更生援護施設のモデル施設として、特に脊髄（頸髄）損傷者を中心とした医学的リハビリテーション及び職能訓練等に重点的に取り組むほか、これら重度障害者の居宅生活を支援するための住宅改造に関する支援や専門職員等に対する実習・研修施設として重点的に機能しているところである。

については、これら機能を積極的に活用されるよう管下市町村、関係施設等に対する助言方願いする。

### (4) 国立知的障害児施設（国立秩父学園）

国立知的障害児施設は、①知的障害の程度の著しい児童又は視覚等に障害のある知的障害児を入所させての保護・指導、②自閉症等の特有の発達障害を有する在宅の児童に対する「外来診療」及び「通園療育指導事業」、③知的障害児の保護指導業務に従事する専門職員の養成・研修を実施している。

特に、自閉症等への取組として、

- ① 平成14年度から実施されていて、全国の知的障害児施設等に附置される「自閉症・発達障害支援センター」の職員に対する療育技術に関する研修事業
- ② 療育援助に関する情報の普及と障害への理解を深めることを目的として保護者を対象に行う「自閉症子育て支援セミナー」、及び実践を通じた療育援助技術の習得を目的として施設職員や教師等を対象に行う「自閉症トレーニングセミナー」

について、重点的に取り組んでいる。

また、平成15年度には、「自閉症・発達障害支援センター」での取組事例や相談内容等について、情報交換等のネットワークづくりを行うこととしている。

については、これら事業への積極的な参加について管下市町村、関係施設等に対する助言方願いする。

## (5) 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)

全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)は、昭和55年8月に、「国際障害者年の記念事業」として閣議決定され、国が設置した身体障害者福祉センターであり、身体障害者の自立更生と福祉の増進を図ることを目的として、各種の生活相談、障害者施策等に関わる職員の研修、情報提供、啓発事業等を行っている。

相談事業は、身体障害者に関係する各種相談(年金、生活、就職、補装具等)を実施しており、来所、電話、文書、電子メールなどによる相談に対応しており、特に年金相談は、障害者を対象とする専門の相談窓口である。

研修事業は、全国の身体障害者福祉センター職員等を対象に、職務上の必要な知識、援助技術等の習得を目的とした研修を実施している。

また、障害者福祉の動向や障害者に関する様々な情報を提供する情報誌として「戸山サンライズ」を発行している。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、管内の障害者福祉の推進、身体障害者福祉センター職員の質的向上等を図るため、これら事業を有効に活用されるよう管下市町村、関係施設、団体等への助言方お願いする。

なお、センターは、障害者の利用に配慮した研修・会議室、宿泊室、体育館等を備え、障害者関係団体が行う研修、障害者の宿泊等に優先的に利用頂けるよう配慮しているところであり、関係者への周知について積極的なご配慮を願いたい。

### 【施設の概要】

宿泊室	和室8室、洋室シングル8室、ツイン17室
研修室・会議室	計8室(10名から240名(イス席の場合350名)程度)
その他	体育館、食堂、理美容室、大型リフトバス2台等

### 【連絡先】 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

TEL 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621

E-mail toyama@mub.biglobe.ne.jp

URL <http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

## (6) 専門職員の研修について

### ① 身体障害者リハビリテーション関係専門職員

身体障害者に対して有効なリハビリテーションを実施するためには、広範な領域にわたる福祉関係専門職員が互いに連携して取り組むことが重要であり、さらに、支援費制度の導入により利用者本位の福祉サービスの提供が求められることから、身体障害者に関する専門職員の資質の向上を図ることが身体障害者福祉の増進に極めて重要である。

このため、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院及び全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)においては、リハビリテーション専門職員の研修事業を実施しているところであり、各都道府県・指定都市・中核市におかれても、これらの研修事業を積極的に活用するようお願いする。

#### ア 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における研修

国立身体障害者リハビリテーションセンター学院は、国家資格である義肢装具士や言語聴覚士の養成をはじめ、身体障害者のリハビリテーションに従事する専門職員の研修を「資料2」(P87)のとおり実施することとしているので、市町村等関係機関、施設等に対する周知及び職員の積極的派遣について助言方よろしくお願いしたい。

#### イ 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)における研修

全国身体障害者総合福祉センターにおいては、国の委託事業として身体障害者福祉関係職員の研修を「資料5」(P94)のとおり実施することとしているので、市町村等関係機関、各施設等に対する周知及び職員の積極的派遣について助言方よろしくお願いしたい。

### ② 知的障害児者関係専門職員

知的障害児(者)の高齢化や障害の重複化、さらには自閉症等の特有の発達障害を有する障害児(者)に対する取組の強化等に伴い、これらに関連する業務に従事する専門職員の資質向上を図ることは重要な課題である。

このため、国立秩父学園附属保護指導職員養成所において、知的障害関係福祉施設等で保護指導の業務に従事する職員の資質向上を図るための研修を資料4(P92)のとおり実施することとしているので、管下市町村、関係機関等への周知及び積極的参加について助言方よろしくお願いしたい。

#### (7) 支援費制度移行に伴う国立身体障害者更生援護施設への入所手続き等について

平成12年6月の社会福祉法の制定により、国立身体障害者更生援護施設（以下、「国立施設」という。）についても、利用に関し、平成15年4月より支援費制度が導入されるところである。

また、平成12年6月の身体障害者福祉法（以下、「身障法」という。）一部改正及び平成14年6月の身体障害者福祉法施行規則一部改正により、新たに国立施設への入所の申込みについて規定され、入所申込みを行うことができる身体障害者の基準の告示及び入所手続き等の取扱いに関する通知を発出しているところである。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、国立施設への入所の手続き等が円滑に行われるよう、管下市町村への周知についてお願いするとともに、国立施設へ入所の申込みを行う身体障害者に対する支援等についても、ご指導ご協力方お願いしたい。

なお、国立施設については、身体障害者福祉法第36条の2に基づき、身体障害者の入所後に要する費用を国が支弁するものであり、都道府県・市町村の支弁はないものである。

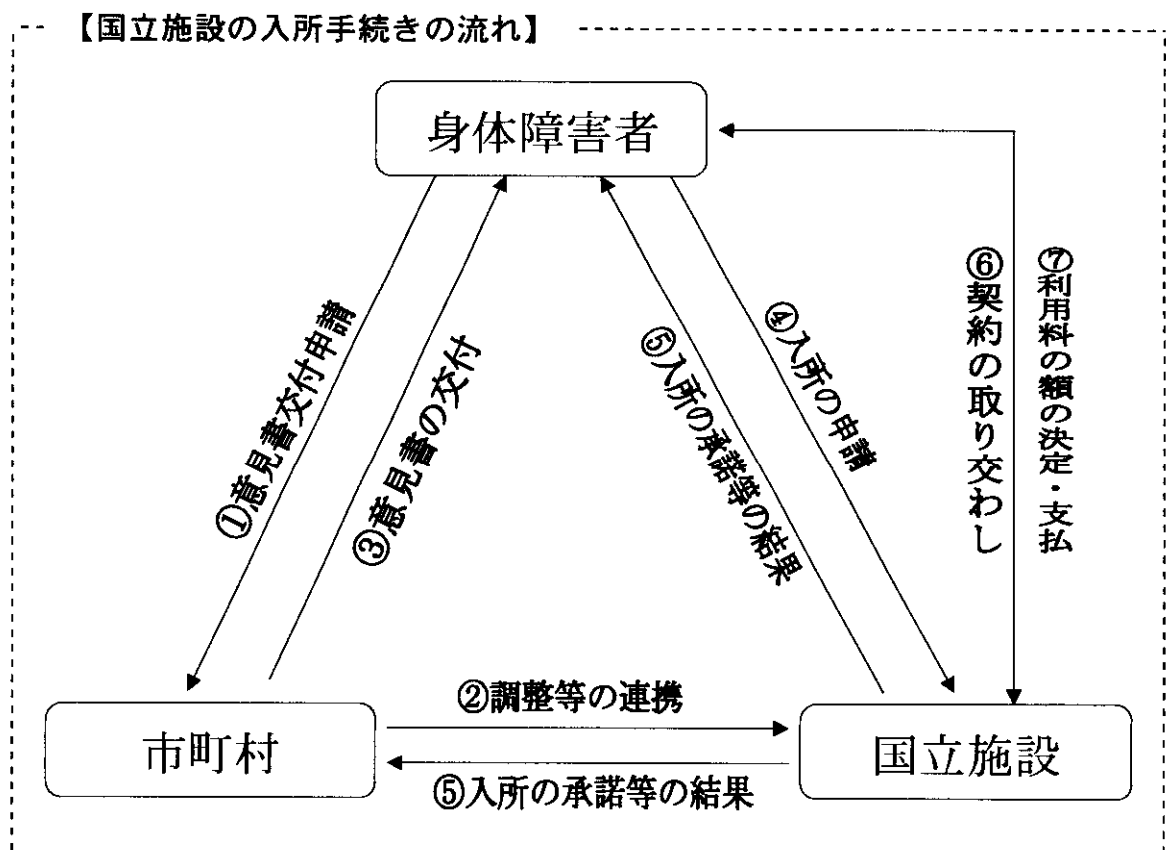
##### ①国立施設への入所手続き

ア 国立施設への入所手続きは、身体障害者福祉法第17条の3第1項から同条第6項、身体障害者福祉法施行規則第12条の1から第12条の4に規定され、国立施設の入所基準は、「国立施設へ入所の申込みを行うことができる身体障害者の基準」（平成14年7月30日厚生労働省告示第258号）により規定されている。

イ 国立施設への入所手続き等に必要な書類については、「身体障害者福祉法第17条の3第2第1項に規定される国の設置する身体障害者更生施設等への入所の取扱い等について」（平成15年1月9日社援発第0109007号 厚生労働省社会・援護局長通知）により、「国立施設入所に関する意見書交付申請書」、「国立施設入所に関する意見書」及び「国立施設入所申請書」**資料6**（P96）の様式を示したところである。

ウ 国立施設は、入所の承諾を行った身体障害者に対し、サービスの提供内容等について説明を行い、同意を得た上で契約を取り交わし、その契約は書面により行う。

エ 国立施設へ平成15年4月以降入所することを希望する身体障害者に関する手続きの流れは下図に示すところであるので、こうした入所手続き等が円滑に進むよう、管下市町村に対しご指導方よろしくお願ひしたい。





## ②その他

### ア 意見書について

#### (ア) 身障法（平成12年6月7日法律第111号）附則第13条第1項に規定される 新法によるみなし入所者について

身障法（平成12年6月7日法律第111号）附則第13条第1項に規定される新法によるみなし入所者（以下、「旧措置入所者」という。）については、措置委託時に提出された書類をもって意見書が提出されているとみなし、市町村は新たに意見書を提出する必要はないこととしている。

#### (イ) 平成14年度中に平成15年4月以降の入所が決定している者について

平成14年度中に平成15年4月以降の入所が決定している者については、新たな入所手続きを行うこととなる。

ただし、必要な書類については、平成14年度中の入所委託の手続き時に提出した書類をもって、提出されたものとみなすこととする。

### イ 利用料について

身障法第17条の3第4項及び第5項に規定されている利用料は、国立施設の長が入所の承諾を行った身体障害者の申告により、厚生労働大臣が定める基準に基づき、当該身体障害者及び扶養義務者の負担能力に応じて当該国立施設においてその額を決定することとなるので、管下市町村に対し、かかる申告に係る手続き等に関してご指導願いたい。

#### (ア) 平成15年4月以降に入所する者の取扱い

⑦ 国立施設の長は入所の承諾を行った身体障害者（以下、「入所者」という。）の申告に基づき、厚生労働大臣の定める基準により利用料を算定する。

⑧ 国立施設における利用料の額の決定に係る挙証資料は、入所の承諾を受けた身体障害者に対し、当該国立施設の長が提出を求める。

⑤ 国立施設において決定した利用料の額は、入所者及び市町村に対し、当該国立施設の長が書面により通知する。

⑥ 平成15年7月において、利用料の額の見直しは行わない。

**(イ) 旧措置入所者の取扱い**

⑦ 新たに挙証資料の提出を求めることなく、既存の資料等に基づき、平成15年4月1日をもって厚生労働大臣の定める基準により利用料を算定する。

⑧ 決定した利用料の額については、当該国立施設の長より、入所者及び市町村に対し、書面により通知する。

⑨ 平成15年7月において、利用料の額の見直しは行わない。